

# 第1章

# 都市計画マスタープランとは

## 1.1 計画策定の背景と目的

「都市計画」は、土地利用や建物の用途などを規制・誘導し、快適で暮らしやすい都市を形成する上で重要な役割を担っています。また、道路、鉄道、公園、下水道など、都市の生活や産業を支える基盤づくりの多くは都市計画によって進められます。

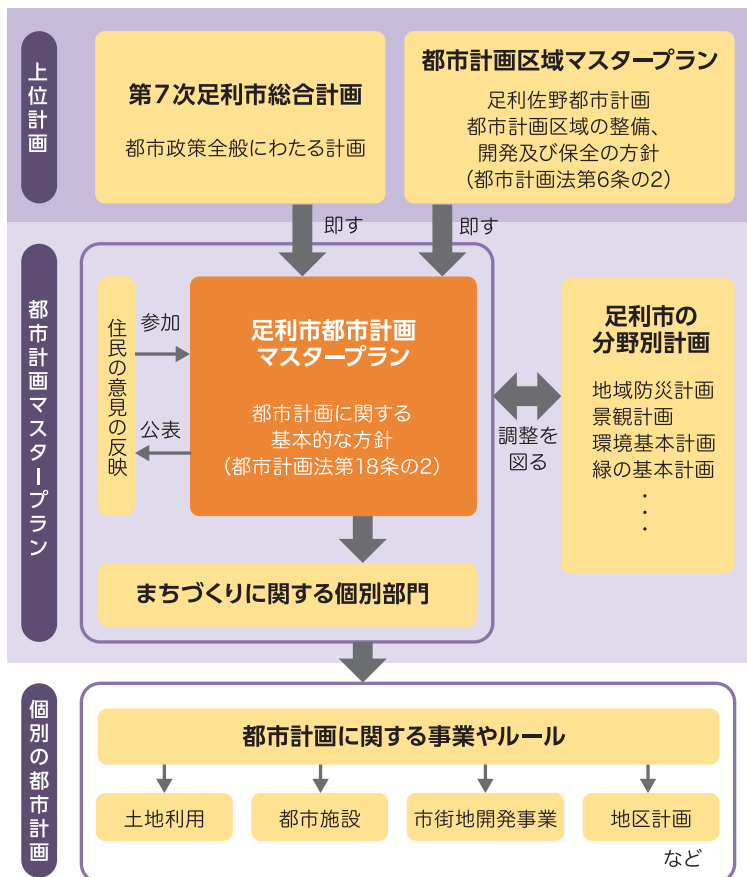
これら市町村の都市計画に関する基本的な方針を示すものが「都市計画マスタープラン」であり、市町村がきめ細かく、かつ総合的に都市計画を定めることができるよう、平成4年の都市計画法の改正により制度が創設されました（都市計画法第18条の2）。

本市の都市計画マスタープランは平成9年8月及び平成19年3月に策定しましたが、直近の策定から概ね10年が経過し、その間に、人口減少のほか、北関東自動車道の開通、足利赤十字病院の移転開院、新産業団地の事業化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。また、このような環境の変化に対応するため、都市計画マスタープランの上位計画として即することとされている「第7次足利市総合計画」及び「足利佐野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のほか、「足利市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「足利市人口ビジョン」が策定されています。

このことから、都市計画に関する基本的な方針である足利市都市計画マスタープランを策定するものです。

## 1.2 計画の位置付け

足利市都市計画マスタープランは、本市が定める「第7次足利市総合計画」及び栃木県が定める「足利佐野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、本市の他の分野別計画と調整を図り、策定するものです。



都市計画マスタープランとは

## 1.3 目標年次

本市の都市計画マスタープランは、長期の都市の姿を見据え、具体の整備については平成33年度(2021年度)を目標年次とします。

## 1.4 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、市の総合計画に基づくまちづくりを都市計画の面から進めていく上での基本方針であり、以下のような役割があります。

### 1 目指すべき将来像を示し、地域住民の理解を促進する

都市計画は住民の合意の上で進められるため、住民に最も近い立場にある市が、地域固有の自然・歴史・文化・産業などの地域特性を踏まえ、住民の意見を反映させながら、都市及び地域のレベルで、将来の都市のあるべき姿や新しい時代に対応した住民生活を実現するために求められるまちづくりの方針などを検討し、都市づくりや地域づくりの目指すべき将来像を示します。また、このような将来像を示すことにより、地域住民のまちづくりへの参加を促進します。

### 2 個々の都市計画の相互関係の調整を図る

都市計画マスタープランの将来像に基づき、土地利用・都市施設など個々の都市計画の相互関係を調整することにより、都市全体として整合性のある計画を推進します。

### 3 個々の都市計画の決定・変更の指針となる

都市計画マスタープランは、それ自体に直接的な法的拘束力はありませんが、今後各種事業のガイドラインとして、また用途地域や地区計画などの直接的な法的拘束力を持つ制度に対して方向付けをする基本指針として位置付けることにより、間接的に将来の土地利用を規定する役割を果たします。

1

2

3

4

5

6

7